

第35回 福岡市消費生活審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年7月29日(月)午後1時30分～午後3時
- 2 場所 あいれふ7階 第2研修室
- 3 出席委員 12名(欠席 2名)
- 4 傍聴人 なし
- 5 議題等 (1) 消費者教育部会の設置について
(2) 報告
報告第1号 第2次福岡市消費者教育推進計画の進捗状況について
報告第2号 消費生活センターの事務事業について
報告第3号 第3次消費者教育推進計画の策定のための基礎調査について

○審議会の概要

<審議会の成立>

委員14名中12名の出席により、定足数を充たしたため、会議は成立した。

<会議の公開>

本日の会議については、公開とすることと決定された。

<諮問>

第3次福岡市消費者教育推進計画の策定について、審議会会長に諮問書を手交した。

<議題等>

(1) 消費者教育部会の設置について

事務局より説明を行い、消費者教育部会の設置について承認された。

会長が、消費者教育部会に所属する委員7名を指名した。

専門委員について設置が承認され、委員の選任は事務局に一任された。

(2) 報告

報告第1号 第2次福岡市消費者教育推進計画の進捗状況について

報告第2号 消費生活センターの事務事業について

報告第3号 第3次福岡市消費者教育推進計画の策定のための基礎調査について

事務局から説明を行った後、質疑を受けた。

○会議の概要

会長 : 議題(1)については、先に報告事項の報告を受けてから審議する。

会長 : まず、報告第1号・2号に関して、質問・意見等あればお願いします。

委員 : 消費生活サポーター事業に関して、現在120校区に910人とのことだが、校区にうまく配分できているのか伺いたい。基礎調査報告書の中で、サポーターがいるときは色々

情報を教えてくれたが、サポーターが辞めてからはそれがなくなって残念という意見が書かれていたため気になっている。

事務局：校区によって差があり、1人のところも30人以上のところもある。区によってもばらつきがあり、事務局としては、まず不在校区をなくすところを優先課題と捉えている。

委員：児童・生徒及び若年者に対する消費者講座の実施回数だが、目標値120回に対して実績は概ね30回程度。数値の乖離が激しいが目標の設定方法に問題があるのでは。

事務局：計画策定時は年間70回程度の実績があったが、コロナの影響もあり、講座申込が減少。ただ、学校においては学習指導要領に基づき全学校で消費者教育が実施されていると聞いている。

委員：民生委員児童委員協議会では各地区での定例会にて消費生活サポーター講座を受講するよう呼び掛けており、今後も続けていく方針。

また、消費生活センターからのカレンダーは悪質商法の手口など書かれていて好評なので予算の兼ね合いはあろうけれどもぜひ続けていただきたい。

事務局：サポーター育成講座の周知については、4月の市民児協で説明したり、校区民児協からの出前講座申込時に育成講座の受講をお願いしたりするなど取り組んでいる。

カレンダーについては好評の声は把握しており、予算の中でできるだけ部数を確保していきたい。

委員：昨年度のカレンダー作成部数は。

事務局：約20,000部である。

委員：様々な取り組みをしていただいていることに感謝する。

質問としては、相談年齢の仕分けについて、例えば10代の子供が親の携帯を使用してトラブルを起こし、親に請求があったような場合はどちらの年齢で統計を取っているのか。

事務局：今回の質問例の場合、契約の名義人が、携帯の所有者である親だとしても、事業概要の統計上は実際に契約行為を行った子供の年齢で計上される。

委員：高齢者の相談割合が高いと言われているが、年代別相談件数を見るに、必ずしも相談者は高齢者に限らないのではないか。30代や40代に多い不動産貸借トラブルと、60代以上の商品一般トラブルでは、対処法も異なる。若年者や高齢者への教育が喫緊の課題であることはその通りだが、年代にかかわらず様々なトラブルに巻き込まれているように思う。

事務局：30代から50代の件数が一定程度あることについてはその通りだが、60代以上の相談のウェイトが年々高まっているため、特筆すべき点として紹介している。

委員：障がいのある人や支援者などを対象とする講座の実施回数については、特別支援学校などで開催した授業も含まれているのか。

また、障がい者や高齢者などの支援者として専門職の方が様々ないるけれども、身近な子供たちも意外と情報発信していると感じているので、このような若年層に対する教育も強化した方がいいのではないかと、意見として述べておく。

事務局：特別支援学校への講座は、学校等対象講座として計上している。

委員：重点目標ごとの取組項目の中に、出前講座は含まれているか。消費生活センターの出

前講座実施回数は福岡市の全講座の中でもかなり上位だと認識しており、120件の目標を下回っていることに違和感がある。

事務局：重点目標ごとの取組項目には、出前講座のうち、学校を対象に行った件数が含まれている。消費者講座には講師派遣など、出前講座に該当しない講座もあるが、基本的にはほとんど出前講座として実施しており、昨年度は市全体で2位となっている。

会長：では、報告第3号について、質問・意見等あればお願いします。

委員：自分自身関心の高いテーマで非常に興味深く拝見した。質問と意見と両方あるが、まず質問として、消費者教育コーディネーターとどのように連携をとっているか。
また、講座の件数減少と関連するが、講座については、教育現場が講師を呼ばず自分たちで実施できるようになっていることも影響していると考えている。ただ、現場も若手教員と再雇用の教員というように二極化が進んでおり、若年層への消費者教育と、若手の先生の育成を同時に行うことができればよいのではないかと、意見として述べておく。

事務局：センター内に消費者教育コーディネーターとして教員経験者がいるため、現場の状況等を聞きながら今後の計画策定を進めていきたい。

委員：自治協議会としても消費生活サポーターの増加を勧奨していきたいが、どのような団体にどうアプローチしているのか、また、実際どこの校区に足りていないのかなどの情報が不足しているため勧奨しようがない。

事務局：4月市民児協で一斉周知し、サポーター不在の校区については個別にアプローチしている。個人のサポーター活動については市からのお願い事が増えると負担が増すという意見もあるため、それぞれの活動のできる範囲内で、声掛け等のサポーター活動をお願いしている。

会長：それでは、改めて議題（1）について委員の皆様にお諮りする。

全委員：異議なし。

会長：議題（1）は承認され、消費者教育部会を設置する。

部会委員については、奥谷委員、江崎委員、呉羽委員、木庭委員、宮本委員、笠井委員、神山委員をお願いします。

事務局：事務局から提案だが、専門的な見地から助言をいただくため、専門委員を設置したてはどうか。

会長：専門委員の設置について委員の皆様にお諮りする。

全委員：異議なし。

会長：それでは、消費者教育部会に専門委員を設置する。専門委員の委嘱については事務局に一任する。

事務局：そのようにさせていただきます。

消費者教育部会はこの後2回程度開催予定。日程は改めて調整する。

会長：質疑は以上としたい。消費者行政について活発な審議に感謝する。